説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費等の広報紙誌以外の政策の普及宣伝の経費）その他の諸事業に要する経費をいう。

ウ　調査研究費　議員活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、議員連盟会費、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。

エ　寄　　附　資金管理団体への寄附（資金移動）、議員活動に関する寄附の類をいう。ただし、資金管理団体への寄附（資金移動）については、様式（その１）の「寄附」欄及び様式（その３）の寄附の項目には記載せず、様式（その４）の「調査研究広報滞在費を充てた資金管理団体に対する寄附」欄に記載すること。

オ　滞　在　費　議員活動を行うための滞在に要する経費で、例えば、議員宿舎の宿舎費、議員及び議員の秘書その他の職員の宿泊費、旅費・交通費、その他の諸雑費の類をいう。

カ　その他の経費　その他上記以外の議員活動に要する経費をいう。

３　様式（その２）について

⑴　人件費以外の経常経費については、１件当たりの金額が１万円を超える支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

⑵　人件費以外の経常経費の一部について調査研究広報滞在費を充てたときは、当該調査研究広報滞在費を充てた額を記載するとともに、領収書等の写しにその旨及び当該充てた額を注記すること。

⑶　人件費以外の経常経費は、２の⑴のイからエまでの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。

⑷　「支出の目的」欄には、光熱水費にあっては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料金」、備品・消耗品費にあっては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあっては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記入すること。

⑸　資金管理団体がした支出については、「資金管理団体からの支出」欄に印を付すこと。

⑹　「その他の支出」欄には、１件当たりの金額が１万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

４　様式（その３）について

⑴　議員活動費については、１件当たりの金額が１万円を超える支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

⑵　議員活動費の一部について調査研究広報滞在費を充てたときは、当該調査研究広報滞在費を充てた額を記載するとともに、領収書等の写しにその旨及び当該充てた額を注記すること。

⑶　議員活動費は、２の⑵のアからカまでの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「交流費」、「広報紙誌の発行その他の事業費」、「調査研究費」、「寄附」、「滞在費」、「その他の経費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。

⑷　「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

⑸　資金管理団体がした支出については、「資金管理団体からの支出」欄に印を付すこと。

⑹　「その他の支出」欄には、１件当たりの金額が１万円以下の支出を、一括してその合計額を記載すること。